

長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室

この仕様書は、長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築業務

2 事業概要

長野県DX戦略において「行政事務・県民生活分野のDX推進エンジン」として位置づけるスマートハイランド推進プログラムの取組を加速するため、県及び県内市町村が個別に保有するデータを標準化、統一化できるデータ連携基盤を構築し、県及び市町村のデータセットの統一を図り、県民生活向上に資するデータ利活用を促進する。

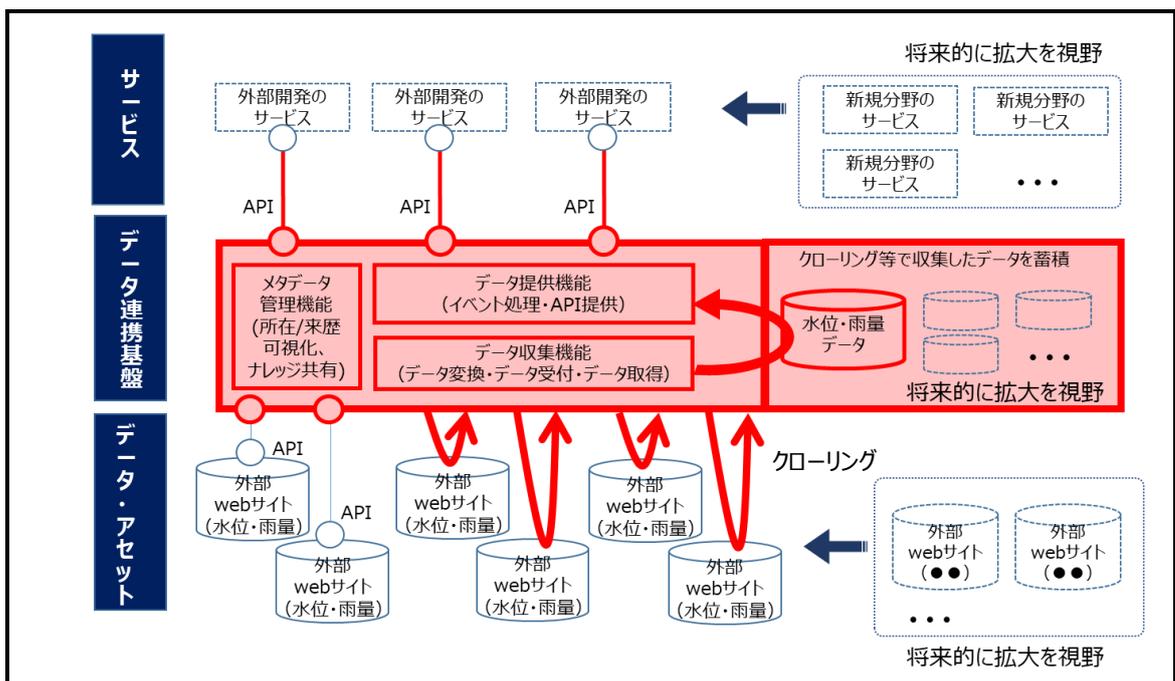
なお、本事業は、「令和4年度地域課題解決のためのスマートシティ推進事業（総務省）」の一部補助を受けて実施するものである。

(1) 構築・運用スケジュール

令和5年3月10日までにデータ連携基盤を構築し、令和5年4月1日から運用を開始するものとする。詳細は協議の上、決定するものとする。

(2) 本構築業務の調達範囲

今回の業務により構築する範囲は、以下の図の赤で表記した部分とする。なお、以下の図はシステム構成のイメージを表すものであり、実際に連携するwebサイト数やサービス数を示すものではなく、これらは別途協議の上決定するものとする。



3 委託期間

契約日から令和5年3月10日（金曜日）まで

4 業務内容

県及び市町村が個別のシステムで取得し保有しているフォーマットの異なるデータを一元的に集約し、外部と連携を容易にするためのシステムである「データ連携基盤」を構築すること。データ連携基盤（データ収集・変換／メタデータ管理）に求める機能要件は、別紙1の通りとする。

また、クラウド基盤を利用し構築すること。なお、クラウド基盤のファシリティに求める要件は別紙2の通りとする。

具体的には、以下の項目を満たすこと。

【機能要件】

(1) サービス連携

- ・ データ連携基盤の考え方の基となる政府相互運用性フレームワーク（G I F）に可能な限り準拠し、標準的なデータ連携基盤を構築すること。

(2) 認証

- ・ 正当なアクセス権限を有した者のみがアクセスできるよう、認証機能を実装すること。

(3) サービスマネジメント

- ・ システムから提供されるデータは、長野県、長野県内 77 市町村及び県が認める者のみが活用できるような環境とすること。なお、県が認める者は、必要に応じ随時追加できるようにすること。

(4) データマネジメント

- ・ 県及び市町村が個別に保有するデータを収集し、データセットを統一させることで、個別特化した各システム側に手を加えなくてもデータ流通させることを可能とすること。
- ・ 収集したデータを蓄積し、メタデータ管理することができること。
- ・ ビルディングブロック構成とし、ブロック間はAPIを中心としてデータ流通させること。

(5) アセットマネジメント

- ・ データ連携基盤と連携する他システムの連携情報の管理ができること。

(6) 外部データ連携

- ・ 県、市町村、事業者等が持つデータを、データ所有者側の環境を変更することなく収集できる機能を有すること。
- ・ インターネット上に公開されている web サイトから、クローリングまたはAPI（特に REST 及び SOAP）によりデータを取得できるようにすること。なお、クローリングによりデータを取得する web サイト数は、少なくとも概ね 10 サイト

ト以上を想定しており、構築時にクローリング設定を実装するとともに、県職員においても追加・編集・削除等ができる環境を整備すること。

- ・ 収集したデータを活用したい相手に対し、標準化されたデータ形式（G I F 準拠等）で、要求に応じて提供できるシステム（A P I 等）を構築すること。

(7) 共通機能

- ・ システムのセキュリティを担保するため、適切な脆弱性対応が行われること。

【ファシリティ要件】

(1) 立地

- ・ 適切に構築及び管理運用ができる立地であること。
- ・ 日本国内で、災害などのリスクが低い場所であること。

(2) 建物

- ・ 適切に構築及び管理運用ができる建物であること。
- ・ 震度 7 の地震にも耐えられ、各種基準をクリアする建物であること。

(3) 電源設備

- ・ 適切に構築及び管理運用ができる電源設備があること。故障や災害時でも電力供給が可能な設備を整えていること。

(4) 空調設備

- ・ 適切に構築及び管理運用ができる空調設備があること。
- ・ IT 機器の運用に必要な環境を提供できる設備であること。

(5) 防火設備

- ・ 適切に構築及び管理運用ができる防火設備があること。
- ・ 火災を検知し、IT 機器に影響の少ない消火設備を備えていること。

(6) セキュリティ対策

- ・ 適切に構築及び管理運用ができるセキュリティ対策が施されていること。
- ・ 適切な物理対策と運用対策が取られていること。

(7) ネットワーク

- ・ 適切に構築及び管理運用ができるネットワーク環境があること。
- ・ 複数の通信事業者の回線の引き込みが可能であること。

(8) その他

- ・ インターネット回線や関連設備の保守及び復旧作業の実施が可能であること。

(9) 実績

- ・ 国内の官公庁・自治体又は民間企業での豊富な運用実績を有していること。

5 成果品

名 称：長野県スマートハイランドデータ連携基盤

数 量：一式

納入期限：令和5年3月10日（金曜日）

納入場所：長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室

納入物：

- (1) データ連携基盤システム（データ収集・変換・提供／メタデータ管理）
- (2) データ収集アダプター
- (3) API仕様書
- (4) データ構造説明書
- (5) 運用手順書及びデータ収集アダプター作成手順書
- (6) クラウド基盤 構成図
- (7) 報告書

納入形式：

上記「納入物」の(1)及び(2)については、クラウド基盤上に構築したシステムの検査完了をもって納入したものとする。ただし、検査完了時のシステムのバックアップを電磁的記録媒体により別途提出すること。

これ以外の納入物については、紙媒体2部及び電磁的記録媒体によりそれぞれ提出すること。

6 留意事項

- (1) 内閣府の「スマートシティリファレンスアーキテクチャーにおける都市 OS アーキテクチャー(*1)」及び総務省の「スマートシティセキュリティガイドライン(*2)」に準拠して構築すること。
(*1) <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>
(*2) https://www.soumu.go.jp/main_content/000757799.pdf
- (2) データ提供者・利用者の要件変更に対応できるよう、柔軟性を考慮したデータモデル設計とすること。
- (3) 長野県の「情報資産等取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 外部から当事業で構築するデータ連携基盤に関わるシステムに通信をする場合は、ファイアウォール等を実装し、適切なアクセス制御を実装すること。
- (5) 構築業務においては、事業者側に必要な人員や役割に応じた最小限度の権限設定を行い、アカウントの一覧表を作成し、定期的に棚卸しするなどして適切に管理すること。
- (6) データ連携基盤を構成するシステムの企画・設計・開発等の各段階においてセキュリティ対策を検討・実施すること。
- (7) 定期的な脆弱性診断の実施や、継続的な脆弱性情報の収集によって自システムの脆弱性を把握しつつ、構成情報を適切に管理し、それらの情報を元に適切にバージョンアップやセキュリティパッチの適用等の対策を実施すること。
- (8) システムへ直接アクセスが可能な運用管理端末がある場合、運用管理端末へのセ

- セキュリティ対策を実施すること。
- (9) システムの構成情報や重要なデータは定期的にバックアップし、災害や復旧を踏まえた保管を行うこと。
 - (10) 証跡を確保するための様々なログを取得し、適切に保管すること。
 - (11) 以下に留意しながら、クラウド基盤を利用し構築すること。
 - ア IaaS/PaaS を利用する場合、責任分界点について正確に把握し、それに応じたセキュリティ対策を実施すること。
 - イ データ連携基盤上で取り扱うデータの種類や適用される法令を理解した上で本業務にあたること。
 - (12) WEB サーバーは、SSL（暗号化）通信を行うこと。
 - (13) チェックシートや第三者認証の取得状況などを活用し、委託先のセキュリティ管理体制を評価するものとし、契約期間中においても継続的に確認・評価し、不十分な点があれば改善を求めるものとする。
 - (14) 脆弱性情報を適切に把握し、対応できるようにするため、継続的な脆弱性への対応が期待できるソフトウェアやハードウェアを選定するとともに、サプライチェーン間の契約や、調達時の仕様に脆弱性情報を適切に提供し、対応すること。
 - (15) セキュリティインシデントが発生した際の対応に関する責任分界点を明示したセキュリティインシデント対応体制を構築すること。
 - (16) セキュリティインシデントの発生に備え、マルチステークホルダ間の連絡体制や緊急連絡先を予め把握・整備し、共有すること。
 - (17) セキュリティインシデントが発生に備え、それぞれのマルチステークホルダ内及びデータ連携基盤全体としてのインシデント対応手順を整備すること。
 - (18) インシデント対応手順や自組織内、組織外との連携対応の習熟などを目的とした、インシデント対応訓練・演習を1回以上実施すること。
 - (19) ローコードツールの導入にあたり、職員向けに操作支援の研修を実施すること。また、職員の人事異動が発生することを踏まえ、製品メーカー等によるツール理解を目的としたハンズオンセミナー等を定期的に開催すること。
 - (20) ベンダーロックイン排除の観点から、本調達にて構築したデータ連携基盤の改修を本件受託者以外でも対応可能なローコードツールを選定すること。
 - (21) データ連携基盤として構築するシステムは、ローコードツールの活用等により、県職員でも容易に運用が可能であるものとする。なおデータ連携基盤の一部を構築するローコードツールは、国内の官公庁・自治体または民間企業での豊富な導入実績を有していること。
 - (22) システムの一部を構成するローコードツールに関しては、メーカーが、本県及び受託者からの問合せに迅速かつ的確に対応できる日本語、音声（電話）でのサポート体制を有した製品を選定すること。また、同ローコードツールについて、継続的に機能拡張や障害修正を実施していること。

- (23) 認証と適切なアクセス制御を付与する等により、適切なデータ連携を行うことを可能とすること。
- (24) データ利用で生じるアクセスログやシステムログを取得し、分析・監視することで、データの追跡可能性を確保し、データ利用の透明性を担保すること。
- (25) システムの利用状況等を把握するためのレポート機能を用意すること。

7 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、委託する業務内容、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

8 その他

- (1) 受託者のプロジェクト責任者は、データ連携基盤システムの構築に係るプロジェクト管理について十分な実績を有していること。
- (2) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (3) 本事業は総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」の交付決定を受けて実施するものであるため、業務実施にあたっては、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱にしたがって実施する。このため、受託者は以下の点に留意して事業を進めること。
 - ・ 「令和4年度 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」への報告資料等作成にあたって、発注者の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。
 - ・ 請負代金の実績内訳について、物品費、人件費、旅費、その他に分けて整理した様式を提出すること。なお、必要に応じて証憑書類（人件費単価の積算根拠、業務従事日誌等）の提出を求める場合がある。
※提出時期及び様式は国の提示を待って指示する。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をした上で実施すること。